砂利等の採取に関する規制計画書

令和3年3月

北陸地方整備局

1-1. 規制計画

(令和3年度~令和7年度)

阿賀川、千曲川、姫川、黒部川、庄川、小矢部川、手取川、梯川

阿賀野川水系阿賀川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起点	終点	延長(km)
幹	Ш	阿賀川	左岸:福島県大沼郡会津美里町穂 馬字井戸川地先の馬越堰堤	左岸:福島県喜多方市山都町三津 合字古屋敷地先	31. 6
			右岸:福島県会津若松市大戸町大字上三寄字南原地先 (No. 31. 6)	右岸:福島県喜多方市山都町小舟 寺字中崎地先 (No. 0. 0)	
支	Ш	日橋川	左岸:福島県会津若松市河東町福 島字簗前地先	阿賀川合流点	6. 6
			右岸:福島県喜多方市塩川町金橋 字礫の宮地先 (No. 6. 6)		
支	Ш	湯川	左岸:福島県会津若松市御旗町地 先	阿賀川合流点	2. 2
			右岸:福島県会津若松市緑町地先 (No. 2. 2)		
		= -			40.4

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

幹川阿賀川においては、昭和 45 年 4 月 1 日に用途規制河川に指定し、計画的に許可を行ってきたが、昭和 58 年度の特定採取以降、概ね計画上の河積が確保されたこと、橋脚基礎の根入れの浅い橋梁への影響を考慮し全川において採取を禁止してきた。しかし、平成 14 年 7 月出水により顕著な河床堆積が確認されたことから、平成 18 年度に策定した阿賀野川水系河川整備基本方針に基づき規制計画を見直し、今回規制計画より堆積区間について採取許可を行うものとした。支川湯川においては、概ね計画上の河積が確保されており、採取可能量が見込めないことから全川採取を禁止としている。

こうしたことから、河川整備基本方針を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面、禁止区域及び保安区域を設定するとともに、令和3年度以降5箇年の規制計画については、骨材需要動向についても考慮し、幹川阿賀川、支川日橋川については前回規制計画186千m3/3年から872千m3/5年に増量し各年174.4千m3を計画的に許可していく方針とする。また、支川湯川については、引き続き全川禁止していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床 別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区間	掘削基準河床高	備	考
幹	111	阿賀川	No. 31. 6K ~ No. 19. 4K	計画の低水路平均河床高		
早十	JII	門頂川	No. 19. 4k ~ No. 13. 6k	計画の低水路平均河床高		
			No. 13. 6k ~ No. 8. 8k	計画の低水路平均河床高		
			No. 8. 8k ∼ No. 0. 0k	計画の低水路平均河床高		
支	JII	日橋川 No. 0. 0K ~ No. 6. 6K		 計画の低水路平均河床高		
支	JII	湯川	No. 0. 0K ∼ No. 2. 2K	計画の低水路平均河床高		

(2) 掘削基準断面 別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種	別	河川名	起点	終点	延長
支	ЛІ	湯川	左岸:福島県会津若松市御旗町地先右岸:福島県会津若松市緑町地先 (No. 2. 2K)	阿賀川合流点 (No. 0. 0K)	2. 2

(2) 保安区域 別添平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種	別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘 要
幹	Ш	阿賀川	No. 31. 6	No. 19. 4	12. 2	1,002	361	
			No. 19. 4	No. 13. 6	5.8	467	140	
			No. 13. 6	No. 8. 8	4.8	367	161	
			No. 8. 8	No. 0. 0	8.8	393	180	
		計			31. 6	2, 229	842	
支	Щ	日橋川	No. 6. 6	No. 0. 0	6.6	70	30	
	計					70	30	
合計				38. 2	2299	872		

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	区	間		年 次 別 計 画 (千m3)									
	<u> </u>		ŕ	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 相関	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 予 想	流下予想量		
阿賀川	31.6	0.0	168. 4	168. 4	0	168. 4	168. 4	0	168. 4	168. 4	0		
日橋川	6. 6	0.0	6. 0	6. 0	0	6. 0	6. 0	0	6. 0	6. 0	0		
	計		174. 4	174. 4	0	174. 4	174. 4	0	174. 4	174. 4	0		

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)										
			ŕ	令和6年度			令和7年度			合 計				
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 許はの 量 利 想	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 許はの ま の ま の の の の の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も し の も し の も し の も し の も し の も し の も る る ら る る る る る る る る る る る る る	流下予想量			
阿賀川	31.6	0.0	168. 4	168. 4	0	168. 4	168. 4	0	842.0	842. 0	0			
日橋川	6. 6	0.0	6. 0	6. 0	0	6. 0	6. 0	0	30.0	30.0	0			
	計		174. 4	174. 4	0	174. 4	174. 4	0	872.0	872. 0	0			

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。 ※ 上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

信濃川水系千曲川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起点	終点	延長(km)
幹	Л	千曲川	左岸:長野県上田市大字大屋 字向井原地先 右岸:長野県上田市大字大屋 字南遠川原地先 (No. 109.5 k)	左岸:長野県飯山市大字一山 字十二平地先 右岸:長野県下高井郡野沢温泉村 大字平林字広見地先 (No. 22. 0k)	87.5
支	ЛП	犀 川 (上流)	長野県松本市安曇川端地先 新渕橋 (No. 86. 2k)	長野県東筑摩郡生坂村北陸郷 字沢口地先 日野橋 (No. 52. 0k)	34. 2
		犀 川 (下流)	左岸:長野県長野市大字 塩生字臥部地先 右岸:長野県長野市篠ノ井大字 小松原字北池地先 (No. 10. 4k)	千曲川合流点まで (No. 0. 0k)	10. 4
		高瀬川	左岸:長野県安曇野市明科七貴野 花見地先 右岸:長野県安曇野市穂高北穂高 字孤島地先 (No. 1.1k)	犀川合流点まで (No. 0. 0k)	1. 1
		奈良井川	左岸:長野県松本市大字 島内平瀬字拾ヶ堰下地先 右岸:長野県松本市大字 島内平瀬字権現堂前地先 (No. 1.7k)	犀川合流点まで (No. 0. 0k)	1. 7
	合	計			134. 9

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

千曲川及び犀川は、昭和45年4月1日に用途規制河川に指定し、直轄管理区間のすべてを対象区間としいる。支川犀川においては、河床低下により砂利採取による取水施設及び河川管理施設等への影響が懸念されることから、第9次砂利採取規制計画(平成12年度策定)より砂利採取を禁止している。

千曲川においては、河川整備計画にて流下能力確保のため、河道掘削が位置付けられており、また、現在は、令和元年東日本台風出水による被害の軽減に向けた治水対策推進のための千曲川緊急治水対策プロジェクトにおいて、河道掘削を実施している。砂利採取により流下能力確保及び河道掘削事業の進捗にも繋がる事から骨材需要以外にも幅広く河床材料を利用できるよう用途規制の指定を廃止し、流下能力不足区間を中心に砂利採取を計画的に許可していく方針である。

このようなことから、河川整備計画を基本に治水、利水、環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、保安区域及び禁止区域等を設定し、令和3年度以降5箇年の規制計画については、河道掘削事業の進捗並びに早期の効果発現を考慮の上、採取可能量である7,942千m3(5箇年計画)を許可予定量とし、各年概ね1,588千m3を計画的に許可していく方針である。

なお、支川犀川及び二次支川高瀬川、奈良井川にあっては、昭和50年代までに大きく低下した河床が安定傾向にあるが、引き続き河川管理施設及び許可工作物への影響を考慮し全川禁止区域とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床 別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区		間	掘削基準河床高	備	考	
幹	Ш		No. 109. 5K	\sim	No. 60. 0K	計画の低水路平均河床高			
		千曲川	No. 60. 0K ~ No. 60. 5K 計画の低水路平均河床高 ~ 計画の低水路平均河床高+平水位						
支	JII		No. 86. 2K	~	No. 52. 0K	計画の低水路平均河床高			
		犀川	No. 10. 4K	~	合流点	計画の低水路平均河床高			
		高瀬川 No.1.1k ~ 合流点 計画の低水路平均河床高		計画の低水路平均河床高					
		奈良井川	計画の低水路平均河床高		-				

(2) 掘削基準断面 別添横断図表示のとおり。

4.禁止区域等

(1). 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長(km)
支 川	犀川 (上流)	長野県松本市安曇川端地先 新渕橋 (No. 86. 2K)	長野県東筑摩郡生坂村北陸郷 字沢口地先 日野橋 (No. 52. 0K)	34. 2
	犀川 (下流	左岸:長野県長野市大字塩生 字臥部地先 右岸:長野県長野市篠ノ井大字 小松原字北池地先 (No. 10. 4K)	千曲川合流点まで (No. 0. 0K)	10. 4
	高瀬川	左岸:長野県安曇野市明科七貴野 花見地先 右岸:長野県安曇野市穂高北穂高 字孤島地先 (No. 1. 1K)	犀川合流点 (No. 0. 0K)	1. 1
	奈良井川	左岸:長野県松本市大字島内平瀬 字拾ヶ堰下地先 右岸:長野県松本市大字島内平瀬 字権現堂前地先 (No. 1. 7K)	犀川合流点 (No. 0. 0K)	1.7
合	計			47. 4

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2). 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種	別	河	Ш	名	起 (粁	点 杭)	終 (*	点 千杭)	延 (kr	長 n)		可能量 ㎡)		文可能量 千 ㎡)	摘	要
幹	Ш	千曲川		No. 1	09. 5	No.	22.0	87.	5	9, 4	434	7	7, 942			
計	t						87.	5	9, 4	434	7	7, 942				

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)									
			令和3年度			令和4年度			Í	令和5年度			
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 の 又可 想 の ま の は の 量 が 量 が も の も の も の も の も の も の も の も の も し の も し の も し の も し の も し の も し の も る ら る る る る る る る る る る る る る	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 型 の の の の の の の の の の の し の し の し の し の し の し の し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量		
千曲川	109. 5	22. 0	1,588	1, 588	0	1, 588	1, 588	0	1, 588	1, 588	0		
	計		1, 588	1, 588	0	1,588	1, 588	0	1, 588	1, 588	0		

		目目		年次別計画 (千m3)								
	区間		令和6年度			令和7年度				合 計		
河川名	起点	起点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可定 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可定 取量許はの量 の量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 かはの で量	流下予想量	
千曲川	109. 5	22. 0	1, 588	1, 588	0	1, 590	1, 590	0	7, 942	7, 942	0	
	計		1,588	1, 588	0	1,590	1,590	0	7, 942	7, 942	0	

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。 ※ 上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの 場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

姫川水系姫川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	引 河川名	起点	終点	延長(km)
幹」	班 川	左岸:新潟県糸魚川市大字 西川原字川内山地先 (No.11.0k) 右岸:新潟県糸魚川市大字 根小屋字中カマチト・地先 (No.11.0k)	海に至るまで(No.0.0k)	11.0
	計			11.0

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

姫川を含む糸魚川・西頸城地区における骨材需要は、公共事業に占める割合が大きく、平成3年度の約79万 m^3 /年をピークに、以降、年60万 m^3 程度で推移していた。その後、平成7年7月及び平成8年6月災害等の復旧事業が平成11年度に終了するのに伴い採取量は減少し、年3万 m^3 程度に落ち着いていたが、近年はやや減少傾向にある。

しかしながら、一定の需要があることや、姫川産の骨材が良質で、可能であれば他地区の骨材の代替等として採取量を増加したいとの要望もあることから、需要は高いものと考えられる。

一方、姫川の国管理区間の砂利採取可能量は、平成7年7月の出水等により増加したが、現行規制計画に基づく計画的な砂利採取によって、概ね河床は安定していることから令和3年度以降は、約40.3万m3と推定される。

このため、河川の保全、骨材需要を考慮し、令和 3 年度以降の 5 カ年は、各年概ね 116 千m3 を計画的に許可していく方針とする。

なお、砂利採取にあたっては、埋立・盛土用には使用しないこと、及び巨石(砂利以上)は持ち出さないことを指導する。

また、大規模洪水などで短期的に土砂堆積等が発生した場合には、骨材需要動向を踏まえつつ、臨機的に許可変更していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

計画の低水路平均河床高± 0.0 m。

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1)禁止区域 該当なし。

(2)保安区域

別添管内図、平面図のとおり。

なお、保安区域設定根拠の詳細は参考資料「姫川_保安区域設定根拠」を参照。

①河川縦断方向の保安距離

橋梁(姫川橋、姫川大橋及び側道橋、石灰石輸送橋、今井橋、山本水路橋、山本橋)及び水位観測所 (山本水位流量観測所) については、上下流各 200mとし、鉄道橋(日本海ひすいライン姫川橋梁) に 関しては上下流各 500mとする。

なお、根入れ長が十分な北陸新幹線姫川橋梁、高速道路橋、翡翠橋、中山橋は保安区域の対象から除く。

②河川横断方向の保安距離

左右岸とも次のア)及びイ)のうち、河心に近い位置とし、その位置を掘削防護ラインとする。 なお、自然河岸又は山付区間の場合はウ)とする。

ア) 堤防保安距離(堤防防護ライン)

姫川における堤防防護ラインとは、堤防法尻から河心に向かい下記の距離の位置である。

- $0.0 \text{k} \sim 1.6 \text{k}$ 50m
- $1.6k \sim 6.4k$ 70m
- $6.4k \sim 8.4k$ 60m
- 8.4k∼ 11.0k 40m

注)堤防防護ライン変化点については、安全側に配慮し、防護幅の広いほうの値を採用する。

イ) 低水路保安距離 (河岸防護ライン)

低水護岸が存在する区間は、基礎部保護のため、急流河川対策における根固工の敷設幅を参考に低水護岸法尻より+10mの位置とする。(参考-12を参照)

ウ) 自然河岸又は山付区間の場合

自然河岸又は山付区間は、急流からの河岸保護のため、既往出水での洗掘実績を参考に河岸肩より+30mの位置とする。(参考-12を参照)

③その他

下記2箇所の民地は、砂利採取範囲から除くものとする。

- · 左岸 2.4k+40m~ 2.8k+80m
- ・右岸 8.2k+150m~ 9.2k+60m

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
		No. 11. 00 No. 8. 00		3.00	156	156	上流端~山本橋
		No. 8. 00	No. 6. 97	1. 03	30	30	山本橋~山本水位観測
幹川	姫川	No. 6. 97	No. 2. 40	4. 57	322	322	山本水路橋~今井橋
早刊 	州	No. 2. 40	No. 1. 73	0. 67	15	15	今井橋~石灰石輸送橋
		No. 1. 73	No. 0. 10	1.63	11	11	石灰石輸送橋〜日本海 ひすいライン姫川橋梁
		No. 0. 10	No. 0. 00	0. 10	49	49	姫川橋~河口
計				11.00	584	584	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)							
	∆	目	令和3年度		2	令和4年度			令和5年度		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 型 型 型 の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 の 又可 想 の と の と の の の の の の の も の も し の も し の も し の も も し る し も し も し も し も し も し も り も り も り も り も	流下予想量
姫 川	11.0	0.0	116	116	0	116	116	0	116	116	0
	計		116	116	0	116	116	0	116	116	0

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)							
	区 囘		令和6年度		令和7年度				合 計		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 相関	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 相関	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 が ま の の の の の し の し の し の し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量
姫 川	11.0	0.0	116	116	0	116	120	0	584	584	0
	計		116	116	0	116	120	0	584	584	0

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

[※]上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

黒部川水系黒部川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
幹		黒部川	右岸:富山県黒部 大字舟見明	l 番の 1 地先 (No. 20. 7k) 『市宇奈月町	海に至るまで	(No. 0. 0k)	20. 7
		計					20. 7

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

黒部川においては、概ね河道の流下能力は確保されつつあり、河床も比較的安定傾向であるものの、一部区間で流下能力が不足し、河道掘削が必要な状況である。また、澪筋の固定等により、砂州が固定化し、河床低下が進行している区間もある。

一方で、骨材需要は、山砂利や山砕石に比べて品質が良好なことなどから、河川砂利に対する需要は依然として高い。

こうしたことから、河川整備計画を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面及び保安区域等を設定するとともに、令和3年度以降5箇年の規制計画は、骨材需要動向についても考慮し、計画的に許可していく方針とする。

なお、採取箇所については、下流への土砂流送への影響について考慮の上、許可していくこととする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区	間	掘削基準河床高	備	考
幹	\equiv	黒部川	No. 0.0K ∼	No. 13. 8K	計画の低水路平均河床高0.0m~2.6m		
			No. 13. 8K ∼	No. 16. 0K	計画の低水路平均河床高0.0m~3.5m		
			No. 16. 0K ∼	No. 20. 7K	計画の低水路平均河床高0.0m~1.7m		

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

- (1) 禁止区域 該当なし。
- (2) 保安区域 別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
幹川	黒部川	No. 20. 7	No. 0. 0	20. 7	1, 317	932	
計				20. 7	1, 317	932	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和3年度		令和4年度			令和5年度				
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 の 動量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 の 量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 型 の の の の の し の 量 が は の 量 の も の も の も し の も し の も し の も し の も し の も し の も し の も し の も し の も る る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	流下予想量	
黒部川	20.7	0.0	186	186	0	186	186	0	186	186	0	
	計		186	186	0	186	186	0	186	186	0	

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和6年度		令和7年度			合 計				
河川名	起点	起点	許可又 は認可 の予量	採能の又可定 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 か はの ま で に の に の 最 の に の し の 最 の に の し の し の し の し の し の し の し し の し し の し し の の し の し の し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 かはの ま で で 電 で ま の の の の の の の の の し の し の し の し の し の し の し の し し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	
黒部川	20. 7	0.0	186	186	0	188	188	0	932	932	0	
	計		186	186	0	188	188	0	932	932	0	

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

※上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

庄川水系庄川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
幹	ЛП	庄 川	左岸:富山県砺池 右岸:富山県砺池	字小川原地先	海に至るまで	(NoO. OK)	26. 1

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

庄川において、河道の流下能力は一部区間を除き満足しており、河床も安定傾向となっているが、近年は砂州と澪筋の固定化、砂州の樹林化の傾向がみられるため、そのような砂州を計画的に掘削する必要がある。

一方、県内における骨材需要は、大規模な需要がなく安定しており、横這いと推定されるが、川砂利は陸砂利に比べて品質が良好なことから、骨材としての需要が高い。

こうしたことから、河川整備基本方針を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面等を設定し、令和3年度以降5箇年の規制計画は、骨材需要動向も考慮し、各年概ね19.6千m3を計画的に許可していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区	間	掘削基準河床高	備	考
幹	JII	庄 川	No. 26. 1K	~ No. 24. 2	K 現況低水路平均河床高~+2.9m		
			No. 24. 2K	~ No. 7. 0₺	現況低水路平均河床高~+2.8m		
			No. 7. 0K	\sim No. 0. 0 $^{ m N}$	現況低水路平均河床高+0.0~+5.6m		

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

該当なし。

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 (料杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
幹川	庄 川	No. 26. 1	No. 0. 0	26. 1	122	98	
計				26. 1	122	98	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	区	間		年 次 別 計 画 (千m3)									
			令和3年度			2	令和4年度			令和5年度			
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 予 想	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 予 想	流下予想量		
庄 川	26. 1	0.0	19. 6	19.6	0	19.6	19.6	0	19.6	19.6	0		
	計		19. 6	19. 6	0	19. 6	19.6	0	19. 6	19.6	0		

	区	日日		年次別計画 (千m3)									
	区間		令和6年度		令和7年度			合 計					
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 かは の ま の の の の の の の も の の も る る め る る る る る る る る る る る る る	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 許はの ま で も の の の の の の の の の の も の の も の も の も の も の も の も の も の も し の も し の も し の も し の も る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら 。 る る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	流下予想量		
庄 川	26. 1	0.0	19. 6	19.6	0	19.6	19.6	0	98	98	0		
	計		19. 6	19. 6	0	19. 6	19.6	0	98	98	0		

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

[※]上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

小矢部川水系小矢部川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起点		終	点	延長(km)
幹	Л	小矢部川	左岸:富山県小矢部市鴨 右岸:富山県南砺市本江 (N		三至るまで	(NoO. OK)	35. 4
支	ЛП	渋江川	右岸:富山県小矢部市四 字	向島地先 │ 小矢	長部川合流点まで	(No0.0K)	2. 0
		計					37. 4

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

小矢部川においては、現在、河床は安定しているが、計画の流量に対し河積が不足している区間がある。また、支川渋江川より下流区間の土砂はアルカリシリカ反応により利用価値がなく、骨材として採取可能となるのは、渋江川合流点より上流区間となっている。

一方、県内における骨材需要は、大規模な需要がなく安定しており、横這いあるいは減少するものと 推定されるが、川砂利は陸砂利に比べて品質が良好なことから、骨材としての需要が高い。

こうしたことから、河川整備基本方針を基本に治水・利水・環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、掘削基準断面等を設定し、令和3年度以降5箇年の規制計画は、骨材需要動向も考慮し、幹川に対して5箇年の中で4千m3を許可する方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区	間	掘削基準河床高	備	考
幹		小矢部川	No. 35. 4K ∼	No. 13. 2K	現況低水路平均河床高~+2.3m		
			No. 13. 2K ∼	No. 11. 4K	現況低水路平均河床高		
			No. 11. 4K ∼	No. 8.0K	現況低水路平均河床高~+1.1m		
			No. 8.0K ∼	No. 0.0K	現況低水路平均河床高~+3.5m		
支	Ш	渋江川	No. 2.0K ∼	No. 0.0K	現況低水路平均河床高~+1.0m		

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

<u>、</u> 該当なし。

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種	別	河川名	起 点 (粁杭)	終 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
幹	Ш	小矢部川	No. 35. 4	No27. 2	8.2	5	4	
			No. 27. 2	No.0	27. 2	0	0	
支	Ш	渋江川	No. 2. 0	No.0	2.0	0	0	
111111111111111111111111111111111111111	†				37. 4	5	4	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	5	目目			_	年 次 別	計画	(千m3)			
	区	間	ŕ	令和3年月	¥	令和4年度			令和5年度		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可 中 可 取 型 い は の 量 れ 量 う れ 量 う れ 量 う る る も る し る し る し る し る し る し る し る し る	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 が はの 量 が はの 量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 の 又 可 想 か は の 量 利 想 予 は の 量 利 量 利 る る し る し る し る し る し る し る し る し る し	流下予想量
小矢部 川	35. 4	0.0	4**	4**	0	_	_	0	_	_	0
)	27. 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋江川	2. 0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

	区	目目			2	年 次 別	計画	(千m3)			
		間	Í	合和6年度	¥	令和7年度			合 計		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 型 の は の 量 が 量 か 量 か は の 量 も の は の 量 も の も し の し も し の し も し も し の し も も し も し も し も し も し も し も し も し も し も し も も し も し も も し も し も し も し も し も し も し も も し も も も も も も も も も も も も も	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 型 の の の の の の の の し の し の し の し の し の し の し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量
小矢部 川	35. 4	27. 2	_	ı	0	_	_	0	4	4	0
711	27. 2	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋江川	2. 0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	4	4	0

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

[※]小矢部川は、初年度に許可予定量を採取しない場合、次年度以降に採取を繰越できるものとする。

[※]上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、 河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

手取川水系手取川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起点	終点	延長(km)
幹川	手取川	左岸:石川県白山市広瀬地先 右岸:石川県白山市白山町地先 (No17.3K)	海に至るまで (NoO.OK)	17. 3
	計			17. 3

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

手取川の河床はこれまで出水、河道掘削、砂利採取等の影響により変動してきており、昭和21~30年頃が最も高く、その後昭和50~60年頃までに約2m低下した。昭和60年以降は変動量が小さくなり、現在は概ね安定傾向にある。

こうした河床低下に伴い、既設護岸は現況の河床高に対して必要な根入れが不足し、一部橋脚も安定確保上必要な根入れが確保されていない状況となっており、河床が安定傾向にある中にあっては更に河床を掘削し低下させることは構造物の安定確保上好ましくなく、第6次規制計画から禁止区域としている。

現況における流下能力は河口部において計画上の流量に対して河積が不足しているが手取川橋梁において橋梁基礎の十分な根入れが確保されていない。

こうしたことから、令和3年度以降5箇年の規制計画は河口部において橋梁への対策を進めつつ流下能力確保のための河道掘削を行い、これにより上流は前規制計画同様、禁止区域とする方針である。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種 別	河川名	区	間	掘削基準河床高	備	考
幹川	手取川	No. 17. 3K ∼	No. 0. 0K	計画の低水路平均河床高		

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
幹川	手取川	左岸:石川県白山 右岸:石川県白山	(No. 17. 3K)	左岸:石川県川白右岸:石川県白山	(No. 0.9K)	16. 4

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
幹川	手取川	No. 0. 9	No. 0. 0	0.9	96	72	
計				0.9	96	72	

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	区	間		年 次 別 計 画 (千m3)									
			令和3年度		令和4年度			令和5年度					
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 予 想	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 型 の の の の の の の し の 量 が は の 量 が し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の し し の の し の し の し の し の し の し の し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量		
手取川	0.9	0.0	15. 0	15. 0	0	15.0	15. 0	0	15. 0	15.0	0		
	計		15. 0	15. 0	0	15. 0	15. 0	0	15. 0	15.0	0		

	ρ'	田田		年次別計画 (千m3)								
	区	間	令和6年度			4	令和7年度			合 計		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 取量 すい でい での での での での での の の の の の の の の の の の し の の し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 相 型 の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 かはの ま の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	
手取川	0.9	0.0	15. 0	15. 0	0	12.0	12.0	0	72. 0	72.0	0	
	計		15. 0	15. 0	0	12.0	12.0	0	72.0	72.0	0	

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

[※]上記年次計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響を生じない範囲で採取可能とする。

梯川水系梯川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
幹	Л	梯川	左岸:石川県小松 右岸:石川県小松	(No. 11. 2K)	海に至るまで	(No. 0. 0K)	11. 2
		計					11. 2

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

梯川においては、計画上の流量に対し河積が不足しているため、全川的な大幅引堤と低水護岸整備を進めてきており、特に流下能力が低くダメージポテンシャルの高い小松市街地部 (1.0k~7.6k) を重点改修区間に位置づけ、順次下流部から改修を進めてきている。

現在、事業の進捗に伴い前川合流点〜鍋谷川合流点(1.0k~7.6k)区間は平成31年度迄には改修が概成し河道掘削が可能となる。しかし、これより上流区間では未だ改修途上にある。

一方、梯川では、もともと砂利として適した骨材の含有量が少ないことや改修前の河道は低水路幅が小さく掘削量も限られていたことから、砂利採取業者からの採取要望はない。第1次から第13次砂利採取規制計画は全川禁止区域としていた。

令和3年度以降5箇年の規制計画は鍋谷川合流点(7.6k)下流区間は流下能力確保のための河道掘削を行うことから規制区間とし、これより上流は前回の規制計画と同様、禁止区域とする方針である。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区	間	掘削基準河床高	備	考
幹	Щ	梯川	No. 11. 2K ∼	No. 0. 0K	計画の低水路平均河床高		

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
幹川	梯川	左岸:石川県小村右岸:石川県小村	(No11.2K)	左岸:石川県小村右岸:石川県小村	(No7.6K)	3. 6

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
幹川	梯川	No. 7. 6	No. 0. 0	7. 6	318	0	
計				7. 6	318	0	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

	5	区間		年次別計画 (千m3)								
	<u> </u>		令和3年度			4	令和4年度			令和5年度		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 かは の ま の の の の の の の も の の も る る め る る る る る る る る る る る る る	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可 中 可 認 う い る の る の る る の も る の も る る る る る る る る る	流下予想量	
梯川	7. 6	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	12,	区間		年次別計画 (千m3)								
	<u> </u>		令和6年度			4	令和7年度			合 計		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 相関	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	
梯川	7. 6	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

[※]上記年次計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響を生じない範囲で採取可能とする。

1-3. 規制計画

(令和3年度~令和7年度)

大石ダム、横川ダム、大川ダム、三国川ダム、大町ダム、 宇奈月ダム、利賀ダム、手取川ダム

荒川水系大石川 (大石ダム) 砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起点	終点	延長(km)
支川		大石川	新潟県岩船郡関川村大字大石 国有林332林班地先の 大石林道台16号橋	左岸:新潟県岩船郡関川村大 字大石字モチワ 359番3地先 右岸:新潟県岩船郡関川村 大字駒ノ平405番地	5. 7
支川		西俣川	中俣川の合流点	大石川の合流点	4. 5
		計			10.2

2. 規制の方針

現在の堆砂状況は、全体では計画堆砂量の範囲内であるが、上流部は堆積傾向にあることから、治水・利水・環境への影響を勘案の上、ダム完成時の河床を掘削基準河床として掘削基準断面等を設定する。

なお、下流への濁水対策及び湖岸や管理施設等への影響を考慮して、必要な措置を講じた上で、採取を可能とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種別	河川名	区間	掘削基準河床高	備考
支川	大石川	No. 4∼No. 24	元河床(ダム完成時の河床高さ)	
支川	西俣川	No. 4~No. 23	元河床(ダム完成時の河床高さ)	

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起	点	終点	延長(km)
支川	大石川	大石ダム堤体		左岸:新潟県岩船郡関川村大字大石字モチ ワ359番3地先 右岸:新潟県岩船郡関川村大字駒ノ平40 5番地	0.4
	計				0.4

別添平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添平面図表示のとおり

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長	掘削可能量	採取可能量	摘要
		(粁杭)	(粁杭)	(km)	(千m3)	(千m3)	
支川	大石川	No. 4	No. 24	3.86	706	706	
支川	西俣川	No. 4	No. 23	3. 76	789	789	
	計			7.62	1, 495	1, 495	

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	区	間			年	次 別	計画	(千r	n³)		
			令和3年度		令和4年度			令和5年度			
河川名	起点	終点	許又認の定	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量	許又認の定	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量	許又認の定	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量
大石ダム	No. 4	No. 24	300	300	_	300	300	_	300	300	_
	計		300	300	_	300	300	_	300	300	_

	豆 睭			年次別計画 (千㎡)									
	区	間	令和6年度			令和7年度			合計				
河川名	起点	終点	許又認の定	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量	許又認の定	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量	許又認の定	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量		
大石ダム	No. 4	No. 24	300	300	l	295	295	ı	1495	1495	0		
	計		300	300	_	295	295	_	1495	1495	0		

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。ダム貯水池内の年次計画については各年度における砂利採取を抑制することがないよう、砂利採取の予定量は定めないものとし、5. 掘削可能量および採取可能量の採取可能量までの採取を許可する。

[※]上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする

手取川水系手取川ダム砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
ダム 区間	手取川		県白山市白峰二 22番の2地先 日山市白峰28号 30番の9地先 (No.31)]	表白山市東二口ニ 日番の211地先 川県白山市女原ヲ 1番の7地先 (No.0-1.0k)	13. 0
	下田原川	右岸:石川県	具白山市鴇ヶ谷ヨ 8番の4地先 具白山市鴇ヶ谷カ 3番の17地先	手取川への合流点		3. 0
	赤谷川	1(右岸:石川県	具白山市桑島3号)5番の17地先 具白山市桑島3号)5番の14地先	手取川への合流点		3. 4
	大道谷川		県白山市白峰リ 19番の5地先 県白山市白峰チ 70番の4地先	手取川への合流点		0.6
	<u></u>					20. 0

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

手取川ダムの堆砂状況は概ね計画堆砂量の範囲内にある。ダム下流右支川尾添川での斜面崩壊に伴う 濁水が社会問題化しているなか、貯水池内での採取は更なる濁水の発生が危惧されることから、百合谷 堰堤より下流の貯水地内は禁止区域としている。一方、百合谷堰堤から上流部は若干の堆積傾向にある ことやダム貯水池水位低下時の飛砂等の問題があることから、治水・利水・環境への影響を勘案のうえ、 掘削基準河床、掘削基準断面、橋梁の保安区域を設定し、規制区域を継続する。

令和3年度以降5箇年の規制計画については骨材、玉石需要を考慮して25千㎡とし、年間5千㎡を計画的に許可していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種 別	河川名	X	間	掘	削基準	河 床	高	備	考
ダム	手取川	No.31 ~ No.23 百合谷堰堤より上流		百合谷堰堤 橋橋脚天端 結ぶ線					

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
ダム	手取川	第 右岸:	石川県白山市白峰 巻島4-87-14 石川県白山市白峰 巻島10-1-52 (No23)]	表白山市東二ロニ 1番の211地先 川県白山市女原ヲ 1番の7地先 (No.0-1.0k)	11. 35
	下田原川		県白山市鴇ヶ谷ヨ 8番の4地先 県白山市鴇ヶ谷カ 13番の17地先	手取川への合流点		3.0
	赤谷川	1 右岸:石川	県白山市桑島3号 05番の17地先 県白山市桑島3号 05番の14地先	手取川への合流点		3. 4
	大道谷川		5川県白山市白峰リ 19番の5地先 5川県白山市白峰チ 70番の4地先	手取川への合流点		0.6
	計	ガエ図 まこの し				18. 35

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

O · 小田111	加里次しが	* 1 7 1 1 1 1 1 1					
種別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
ダム	手取川	No. 31	No. 23	1.65	128	89	
	計				128	89	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

6 年次別計画

6. 年次	引計画																			
河川名	区	間		年 次 別 計 画 (千m3)																
			令	和3年	度	ŕ	令和4年	度	令	和5年	F 度	令利	和6年	度	? .	和7年	度		合計	+
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採可量の可は可予量取能中許又認の定	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量
手取川	No. 31	No. 23	18	18	0	18	18	0	18	18	0	18	18	0	17	17	0	89	89	0
	計		18	18	0	18	18	0	18	18	0	18	18	0	17	17	0	89	89	0

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。 ※上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする

信濃川水系高瀬川(大町ダム)砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起点	終点	延長(km)
ダム 区間	高瀬川	左岸:長野県大町市平 字高瀬入 2118番の2地先 右岸:長野県大町市平 字湯平 2106番の4地先	左岸:長野県大町市平 字コヲミ平 2112番の158地先 右岸:長野県大町市平 字クラガリ沢ヤケ山 水アラシ屛風沢シブ沢21 15番の25地先	4. 845
	北葛沢	長野県大町市平字高瀬入 2118番の2地先の上流端 を示す標柱	高瀬川への合流点	1.6
	計			6. 445

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

現在の堆砂状況は、計画堆砂量の範囲内にあり、また、採取による濁水の発生が危惧されることから 管理区間内全てを禁止区域とする方針とすべきところであるが、ダム湖上流部は堆積傾向にあることか ら、ダム貯水池において、治水・利水・環境への影響を勘案の上、ダム完成時の河床を掘削基準河床と して、掘削基準断面等を設定する。なお、下流への濁水対策及び湖岸や管理施設等への影響を考慮して、 必要な措置を講じた上で、採取を可能とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。 元河床(ダム完成時の河床高)とする。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
ダム 区間	高瀬川	左岸:長野県大町右岸:長野県大町	. , _, _	左岸:長野県大町 2112番の1 右岸:長野県大町 沢ヤケ山水で 沢2115番の	58地先 打市平字クラガリ アラン屏風沢シブ	ダ ム本体 ダ ム下流 0.49

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

堤体から網場まで。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
ダム 区間	高瀬川	No.24	No.3	3. 955	846	846	
	北葛沢	北No.8	北No.0	1.6	334	334	
計				5. 555	1, 180	1, 180	

	区	月 日		年 次 別 計 画 (千m3)										
	区間		令和3年度			2	令和4年度			令和5年度				
河川名	起点	終点	許可又 は認予 の 量	採能の 取量 許は の す で 量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 許 は の す で 量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 許はの 量 で 量	流下予想量			
高瀬川	No. 24	No. 3	169	169	0	169	169	0	169	169	0			
北葛沢	No. 8	No. 0	66	66	0	66	66	0	66	66	0			
	計		235	235	0	235	235	0	235	235	0			

	区	間			2	年 次 別 計 画 (千m3)						
			令和6年度			2	令和7年度			合 計		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 で量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 定 型 で 量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 定 型 で は の 量	流下予想量	
高瀬川	No. 24	No. 3	169	169	0	169	169	0	846	846	0	
北葛沢	No. 8	No. 0	66	66	0	66	66	0	334	334	0	
	計		235	235	0	235	235	0	1, 180	1, 180	0	

- (注1) 禁止区域及び保安区域は対象としない。
- (注2) 上記年次計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

信濃川水系三国川(三国川ダム)砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起点	終点	延長(km)
ダム湖	三国川	左岸:新潟県南魚沼市カヨウ9 73番の1地先 右岸:新潟県南魚沼市清水瀬入 山662番の1地先	新潟県南魚沼市舞台堀代697番 地先の下流端を示す標柱	4. 17
ダム湖	下津川	左岸:新潟県南魚沼市畔地新田 ミヤウセン381番の1 右岸:新潟県南魚沼市畔地カヨ ウ973番の1地先	三国川合流点	0. 25
	計			4. 42

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

ダム堤体からダム直下流(であい橋上流)の区間は原則立ち入り禁止区域のため砂利採取の禁止区域とする。ダム堤体からNo.41の区間は貯水池内における堆砂対策のため、採取を可能とするが、下流への濁水対策及び湖岸や管理施設等への影響を考慮して、必要な措置を講じた上で、採取を可能とする。なお、ダム本体からNo.11まではダム管理上の立入禁止区域のため保安区域とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。 元河床(ダム完成時の河床高さ)とする。

種別	河川名	区間	掘削基準河床高	備考
ダム	三国川	No. 11~No. 41	元河床(ダム完成時の河床高さ)	

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

堤体からダム直下流 (であい橋上流)

種 別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
ダム	三国川	3-2番地先	自沼市清水瀬入山	左岸:新潟県南2 番の1番地 右岸:新潟県南魚 662番の1地	先 魚沼市清水瀬入山	ダム本体 ダム下流 0.52km

(2) 保安区域

堤体から網場まで。

5. 掘削可能量及び採取可能量

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
種別	河川名	起点	終点	延長(km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
ダム	三国川	No. 41	No. 11	4. 42	1,050	1, 050	
計					1,050	1, 050	

6. 年次別計画

	7	区間・		年次別計画 (千m3)							
			令和3年度		Í	令和4年度			令和5年度		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 の で で で の で の で の の の の の の の の の の の し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 定量	流下予想量	許可又 は認予定 量	採能の 取量 の 取可 の の の の の の の の の の の の の	流下予想量
三国川ダム	No.11	No.41	210	210	0	210	210	0	210	210	0
	計		210	210	0	210	210	0	210	210	0

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)							
) <u></u>			令和6年度		令和7年度			合 計			
河川名	起点	終点	許可可以の形式である。	採能の又可定可中可認予	流下予想量	許可可以の形式である。	採能の又可定明中可認予	流下予想量	許可 可 の 量	採能の又可定 取量許はの量 で を を	流下予想量
三国川ダム	No.11	No.41	210	210	0	210	210	0	1050	1050	0
	計		210	210	0	210	210	0	1050	1050	0

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする

1. 対象区間

種別	河川名	起点	終点	延長
·			·	(Km)
ダム湖	阿賀野川		左岸:福島県南会津郡下	11.55
	(阿賀川)	字弥五島字山口5365		
		番地先の中山堰堤	平石上の平乙13	
			14番の5地先	
			右岸:福島県会津若松市	
			大戸町大字大川字	
			清水乙2896番	
	佐自 汀 [[]	 七	地先	1 7
	鶴沼川	左岸:福島県南会津郡下 郷町大字高陦字又		1. 7
		深山乙1393番		
		地の1地先		
		右岸:福島県南会津郡下		
		郷町大字高陦字大		
		桑成乙170番の		
		1 地 先		
	小野川	左岸:福島県南会津郡下		0.25
		郷町大字湯野上字		
		大道通甲550番		
		地先		
		右岸:福島県南会津郡下		
		郷町大字湯野上字		
	<u></u>	大倉山乙1番地先		1.0 [
合	計			13.5

2. 規制の方針

大川ダムは、昭和63年ダムが完成し、現在の河床は、計画堆砂量の範囲内である。

- ダム下流
 - この区間は上流からの土砂供給がないことから、禁止区域とする。
- ② 貯水池

この区間は上流の湾曲部(阿賀川 3.6k~5.0k)で土砂堆砂傾向にあるが、当該区間はダム式揚水発電の水位変動影響区間内であることから、1日の水位変動量が数メートルに及ぶ場合がある。

また、ダム式揚水発電を停止させる場合、電力事業者との協議に時間を要するとともに、発電停止期間を最小限に留める必要があることから、水位変動量を抑制することは困難である。

このため、砂利採取時の安全面や施工面での制約が大きく、骨材需要もないことから、当該区間は保安区域とする。

(2) ダム上流部

この区間は元河床と比べると浸食傾向にあり、ダム貯水池内に堆積しているものと考えられる。よって、禁止区域とし、砂利等の採取は行わないこととする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面 全域が禁止区域及び保全区域のため、策定せず。

4. 禁止区域等 (1) 禁止区域

	- 区 - ツ	T		
種別	河川名	起点	終点	延 長 (Km)
ダム湖	阿賀野川(阿賀川)	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字山口5365 番地先の中山堰堤	左岸:福島県南会津郡下郷町大字湯野上橋 話乙地先 右岸:福島県南会津郡下郷町大字湯野上舘本乙地先 (大川ダム7.2k地点)	3. 7
		大川ダム本体部	左岸:福島県南会津郡下郷町大字小沼崎字平石上の平乙13 14番の5地先右岸:福島県会津若松市大戸町大字大川字清水乙2896番地先	0.65
	鶴沼川	左岸:福島県南会津郡下 郷町乙1393 郷山乙1393 地の1地先 右岸:福島県南会津郡下 本福島県南会 郷町乙170番 が入170番 1地先	阿賀野川への合流点	1. 7
	小野川	左岸:福島県南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲550番地先右岸:福島県南会津郡下方岸、郷町大字湯野上字大倉山乙1番地先	阿賀野川への合流点	0.25
合	計			13.5

(2) 保安区域

種別	河川名	起点	終点	延 長 (Km)
ダム湖	阿賀野川(阿賀川)	左岸:福島県南会津郡下 郷町大字湯野上橋 詰乙地先 右岸:福島県南会津郡下 郷町大字湯野上舘 本乙地先		7.2

- 5. 掘削可能量及び採取可能量 禁止区域及び保安区域のため策定せず。
- 6. 年次計画 禁止区域及び保安区域のため策定せず。

黒部川水系黒部川(宇奈月ダム)砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起点	終点	延長(km)
幹	Ξ	黒部川	左岸:富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林49 林班い小班地先 (河口から26.9km(No26.5k)) 右岸:富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林25 林班い小班地先 (河口から26.9km(No26.5k))	左岸:富山県黒部市宇奈月町 字尾ノ沼1番の1 (河口から20.7km(No20.6k)) 右岸:富山県黒部市宇奈月町 大字舟見明日音沢 字尾瀬場谷2番の乙 (河口から20.7km(No20.6k))	6. 2
支	Л	黒薙川	左岸:富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林24 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km) 右岸:富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林10 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km)	黒部川合流点	0.72
		計			6. 92

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

宇奈月ダムでは、流域、流砂系一貫した土砂管理において実施している連携排砂について、より自然に近い土砂移動の実現に向けて継続的に調査・検討を行っているところであるが、一部堆積している状況であることから、可能な範囲で規制を緩和し採取を可能とする。ただし、下流への濁水対策及び湖岸や管理施設等への影響を考慮して、必要な措置を講じた上で、採取を可能とする。

なお、ダム本体からNo.21.6kまではダム管理上の立入禁止区域のため保安区域とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

ダム貯水池において、治水・利水・環境への影響を勘案の上、平成26年12月時の河床を掘削基準河床とする。

別添縦断図・横断図表示のとおり。

(2) 掘削基準断面

黒部川砂利採取規制計画に準拠し、山付き区間の保安距離を30mとする。 別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長(km)
幹川	黒部川	該当無し		
支 川	黒薙川	左岸:富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林24 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km) 右岸:富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林10 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km)	黒部川合流点	0. 72

別添平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

堤体 (20.6k) から新柳河原発電所放水口影響範囲 (21.6k) まで。 別添平面図、横断図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
ダム 区間	黒部川	No. 26. 5k	No.21. 6k	4. 9	420	420	
計				4. 9	420	420	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。。

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)							
			令和3年度		令和4年度			令和5年度			
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 の 又可定 定 の と の の の の の の の の し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 定 型 で 量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中 可 で こ で こ で こ の こ の の し の の の の の の の の の の の の の	流下予想量
黒部川	26. 5	21.6	90	90	0	90	90	0	80	80	0
計		90	90	0	90	90	0	80	80	0	

	17.	月 日			<u>′</u>	年 次 別	計画	(千m3)			
		区間		令和6年度		令和7年度			合 計		
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 で量	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可定 で で の の の の の の の の の の の の の	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 可中可認 で量	流下予想量
黒部川	26. 5	21.6	80	80	0	80	80	0	420	420	0
計		80	80	0	80	80	0	420	420	0	

⁽注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。 (注) 上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、 河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする

荒川水系横川ダム砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種	別	河川名	起点	終点	延長(km)
支		横川	左岸:山形県西置賜郡小国町 大字綱木箱口地先 (No00.2K) 右岸:山形県西置賜郡小国町 大字綱木箱口地先 (No00.2K)	左岸:山形県西置賜郡小国町 大字新股地先 (NoEP) 右岸:山形県西置賜郡小国町 大字新股地先 (NoEP)	7.63
支	Л	大石沢川	左岸:山形県西置賜郡小国町 大字叶水地先 (0-No0-0.0K) 右岸:山形県西置賜郡小国町 大字叶水地先 (0-No0-0.0K)	左岸:山形県西置賜郡小国町 大字叶水地先 (0-NoEP) 右岸:山形県西置賜郡小国町 大字叶水地先 (0-NoEP)	1. 24
		計			8. 87

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

横川ダムにおいては、従来よりダム湛水域の砂利採取は、貯水池保全上の観点などから禁止区域とされてきたが、堆砂が見られることから、治水・利水・環境への影響を勘案し、堤体より上流の保安区域及び規制区域において、ダム完成時の河床を掘削基準河床として掘削基準断面等を設定する。なお、下流への濁水対策及び湖岸や管理施設等への影響を考慮し、必要な措置を講じた上で採取を可能とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区間	掘削基準河床高	備	考
支	Щ	横川	No. 0+0. 014K ∼ No. EP	元河床(ダム建設前の河床高さ)		
支	Ш	大石沢川	No. 0 ∼ No. EP	元河床(ダム建設前の河床高さ)		

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別 河川名		起	点	終	点	延長(km)
支 川	横川	右岸:山形県西置	、字綱木箱口地先 (No.0 -0.2K)		具西置賜郡小国町 大字綱木箱口地先 (No.0 +0.014K) 具西置賜郡小国町 大字綱木箱口地先 (No.0 +0.014K)	ダン本体 ダント流 0.214

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
支 川	横川	No0 +0.014K	NoEP	7. 416	827	827	
	大石沢川	No0. 0	NoEP	1. 24	1	1	
計				8.656	828	828	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

	区間		年 次 別 計 画 (千m3)								
		[甲]	令和3年度		令和4年度			令和5年度			
河川名	起点	終点	許認予量	採能の又可定 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許 可 可 の 量	採能の又可定明中可認予	流下予想量	許 可 可 の 量	採能の又可定 取量可 中可認予 定量	流下予想量
横川	0.014	EP	166	166	0	166	166	0	166	166	0
計		166	166	0	166	166	0	166	166	0	

	区間			年 次 別 計 画 (千m3)							
河川友			令和6年度		令和7年度		合 計				
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可定面中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可定配が出る。	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 又可 定量	流下予想量
横川	0.014	EP	165	165	0	165	165	0	828	828	0
計		165	165	0	165	165	0	828	828	0	

⁽注)禁止区域及び保安区域は対象としない。ダム貯水池内の年次計画については各年度における砂利採取を抑制することがないよう、砂利採取の予定量は定めないものとし、5. 掘削可能量および採取可能量まで採取を許可する。

[※]上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

庄川水系利賀川(利賀ダム)砂利等の採取に関する規制計画(案)

1. 対象区間

種	別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
ダ区	ム 間	利賀川	右岸:富山県南	宮平345番地先		南砺市利賀村草嶺 字向山3番4地先 南砺市利賀村草嶺 字南山5番2地先 (No2)	6. 9
	合	計					6. 9

2. 規制の方針

利賀ダムは、令和2年度度現在建設工事中であり、対象区間全域が工事施工区間であるため禁止区域とする方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面 全区間禁止区域のため設定せず。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種	別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
ダ区	ム 間	利賀川	右岸:富山県南砺市 字川	F345番地先		南砺市利賀村草嶺 字向山3番4地先 南砺市利賀村草嶺 字南山5番2地先 (No2)	6. 9
	合	計					6. 9

(2) 保安区域

全区間禁止区域のため設定せず。

5. 掘削可能量及び採取可能量 全区間禁止区域のため設定せず。

6. 年次別計画

全区間禁止区域のため設定せず。